

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	3	
【議案第5号】	平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	3
【議案第6号】	平成27年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	4
【議案第7号】	平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	5
【議案第11号】	矢板市営駐車場条例の一部改正について	5
【議案第12号】	工事委託協定の変更について	8
【議案第13号】	市道路線の認定について	9
【議案第17号】	矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について	10
【陳情第11号】	公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情	15
【陳情第12号】	矢板市の学校健診結果の長期保存に関する陳情	22
【陳情第16号】	森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める陳情	25
【陳情第1号】	特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情（継続）	26
【陳情第2号】	「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情（継続）	27
【陳情第3号】	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情（継続）	28
【陳情第4号】	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情（継続）	28
【陳情第7号】	長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情（継続）	29
【委員長報告】		31
【閉会】		31

1 日 時

平成27年12月10日（木）午前8時55分（開会）～午後3時25分（閉会）

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 宮本 妙子

副委員長 伊藤 幹夫

委員 中里 理香、藤田 欽哉、佐貫 薫

中村 久信、守田 浩樹、大貫 雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員（19名）

(1) 農業振興課（2人）

①農業振興課長 荒巻 正 ②地籍調査班長 大森崇由

(2) 商工林業観光課（3人）

①商工林業観光課長 赤羽尚起 ②商林業担当 渡邊訓之

③観光工業担当 山口 武

(3) 都市建設課（4人）

①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 森田昭一

③道路河川担当 柳田 豊 ④市街地整備担当 石川 節夫

(4) 教育総務課（3人）

①教育総務課長 塚原延欣 ②管理担当 黒田 禎

③学校教育担当 平山明美

(5) 生涯学習課（4人）

①生涯学習課長 高沢いづみ

②公民館 小野寺良夫、細川智弘、塚原博実

(6) 上下水道事務所（3人）

①上下水道事務所長 阿久津万寿 ②下水道班長 奥村 浩

③上水道担当 齋藤正一

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

【議案第 5号】 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

【議案第 6号】 平成27年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第 7号】 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）

【議案第11号】 矢板市営駐車場条例の一部改正について

【議案第12号】 工事委託協定の変更について

【議案第13号】 市道路線の認定について

【議案第17号】 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

【陳情第11号】 公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情

【陳情第12号】 矢板市の学校健診結果の長期保存に関する陳情

【陳情第16号】 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (8:55)

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、意義ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (8:55)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (10:20)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第 5号】 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

【議案第 6号】 平成27年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第 7号】 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）

【議案第11号】 矢板市営駐車場条例の一部改正について

【議案第12号】 工事委託協定の変更について

【議案第13号】 市道路線の認定について

【議案第17号】 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について

【陳情第11号】 公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情

【陳情第12号】 矢板市の学校健診結果の長期保存に関する陳情

【陳情第16号】 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める陳情
以上10件である。

【議案第5号】

○委員長 「議案第5号 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長（奥村浩）

(補正予算書21頁を朗読、予算に関する説明書48頁から51頁により説明)

【歳入】

4款1項1目 一般会計繰入金633万6千円の減額は、繰越金との調整。

5款1項1目 繰入金856万円の増額は、昨年度の額の確定によるもの。

【歳出】

1款1項1目 一般管理費は、消費税の確定申告額が増額見込みのため、消費税の中間申告に不足が生じることによる122万4千円の増額。

1款2項2目 管渠管理費は、下水道管渠の維持補修において、当初予算より大幅に修繕費用がかさみ、工事請負費に不足が生じていることから、今回舗装修繕工事などで10

0万円の増額。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第6号】

○委員長 次に「議案第6号 平成27年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○市街地整備班長(森田昭一)

(補正予算書25頁から27頁を朗読、予算に関する説明書56頁及び57頁により説明)

【歳入】

1款1項1目 保留地処分金600万円の増額は、詳細について歳出で説明。

【歳出】

1款1項1目 土地区画整理費600万円の増額は、昨年度(平成27年1月)に販売した保留地1区画分について、今年度になってから買受者の諸般の事情により契約を解除したい旨の申し出があった。これを受け、当局でも慎重に検討した結果、契約を解除し納入された金額を返還するというもの。

契約の解除は規則の中でも定めがあり、可能であるが、これまで保留地を販売してきた中で今回のケースは初めてである。保留地を販売したのが今年の1月、解除の申請が出されたのが6月であり、約半年間という短い期間であったこと、買受者の事情等も勘案し、契約を解除することにしたもの。なお、当該保留地については、その後別の買受希望者があり、既に販売済であることを申し添える。

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 暫時休憩する。

(10:32)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(10:35)

○委員長 質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定す

ることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第6号は、原案のとおり可決された。

【議案第7号】

○委員長 次に「議案第7号 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○上下水道事務所長(阿久津万寿)

(補正予算書29頁を朗読、予算に関する説明書64頁により説明)

【収益的収入及び支出における支出】

1款1項1目 原水及び浄水費222万円の増額は、寺山ダム災害復旧工事实施に伴う負担金で、9月の台風18号により寺山ダムが被災し、それに伴う災害復旧として、矢板市と県で取り決めている協定に基づき矢板市が事業費の9.2%を支払うことになっている。被災内容は、ダムに流れてきた間伐材の流木を撤去する費用と一部護岸の崩壊があり、それを直す費用である。

1款1項2目 配水及び給水費500万円の増額は、給水管分岐替工事費で、長峰公園東側の中地内における給水管の分岐替工事を行うための補正。

○委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○藤田委員 寺山ダム災害復旧工事实施に伴う負担金222万円について、内訳はダムの中に間伐材が入ってしまったということと、護岸工事とのことだが、間伐材撤去、護岸工事でそれぞれいくらかかったのか。

○上水道担当(斎藤正一) 流木除去で2,842万4千円、護岸工事で1,200万円が工事費の予定である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第7号は、原案のとおり可決された。

【議案第11号】

○委員長 次に「議案第11号 矢板市営駐車場条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長(阿部正信)

(議案書 3 1 頁を朗読)

○市街地整備班長

(議案書 3 2 頁及び 3 3 頁に基づき説明)

片岡駅西口駐車場が平成 2 8 年 4 月に供用開始することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。片岡市街地整備事業の一環として整備を進めている片岡駅西口の市営駐車場であるが、概要については、事業費が約 5, 0 0 0 万円、面積が 1, 7 3 0 m²、駐車台数が 5 8 台、うち障がい者用が 2 台である。工事は順調に進捗し、来年の 2 月下旬に工事が完了し、4 月 1 日から供用開始する予定であるので、本条例に西口駐車場の情報を追加する必要があるため条例の一部を改正するもの。

まず、本文の 3 行目、第 2 条の改正については、駐車場の設置について規定しているが、今回片岡駅西口駐車場を整備することに伴い、従来の「片岡駅前駐車場」を「片岡駅東口駐車場」と名称変更することに加え、表中に片岡駅西口駐車場の情報を追加するというもの。

次に、6 行目、第 4 条の改正については、駐車可能な車種とその駐車料金について規定しているが、そのうち月極めの駐車料金について、片岡駅東口駐車場と同様に 1 か月当たり 4, 0 0 0 円とするもの。ただし、当面月極めの予定はない。

次に、9 行目、別表の改正については、第 4 条関係の一般駐車料金について規定しているが、こちらは矢板駅前駐車場及び片岡駅東口駐車場と同様で、1 2 時間以内が 3 0 0 円、それを超えた場合は 1 2 時間ごとに 3 0 0 円を加算するというもので、最初の 3 0 分間は無料である。今回の改正内容は、表に片岡駅西口駐車場を追加するものである。施行日は来年 4 月 1 日を予定している。

○委員長 これより議案第 1 1 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○守田委員 「(5) 矢板市営片岡駅西口駐車場 1 箇月当たり 4, 0 0 0 円」月極の予定は当面はないとの説明だったが、料金設定をしながら当面はない。いつごろから予定をしているのか。

○市街地整備班長 条例には規定があるが、駅前という性質上、一人でも多くの方に利用していただきたいという思いから月極めは設定しないということである。ただ、状況をみると、今の状況が駐車台数としてはマックスに近いのかなと考えている。西口駐車場を造ることによって分散化が図れ、利便性も格段に向上すると思われる。今後より空きが目立ってくるのではないかと考えている。駅の利用者ばかりではなく待ち合わせ場所としての利用の仕方も今後期待できるのではないかと。定期にする用途については当面はない。

○守田委員 駐車場 5 8 台のスペースのうち、障がい者駐車場 2 台ということで、片岡駅を利用する乗降客の人数を想定して、計算して 5 8 台というスペース、面積が出てきているのだと思うが、ということは、現在の東口の駐車場を含めた考え方でいくと実際はこんなには必要台数としてはいらぬのではないかとというのが当初の計画の中で浮かんでこなかったのか。利用者が多い分には矢板市としては好都合なわけであるが、その辺の整合、今駅東側にある駐車場、及び今度駅西口に 5, 0 0 0 万円余をかけて造るのに、乗降客を見計らった駐車場

- の造り方、それでどのような算出を、塩谷町からの移動、蒲須坂駅を今まで利用していた方の移動、そういったものの算出基礎がどこにあったかが分からない。それに5,000万円の費用をかけたということ自体がわからない。
- 市街地整備班長 現在の片岡駅の一日の乗降客は約1,500人である。駐車場の規模として58台の根拠については、現在駅前が59台あり、同等の規模という判断で58台とした。乗降客で算出したわけではない。当面定期の予定はないが、状況を検討しながら対応したい。
 - 守田委員 せっかく多額の費用を掛けて片岡駅東側及び西側活性化のために造ったわけであるので、空きが無いような状況を作っていくように市のほうが追跡調査をどんどんやっていただければと思うので、よろしくお願ひしたい。
 - 副委員長（伊藤幹夫） 別表第4条関係で、駅前駐車場は12時間300円、他は200円。同じ市営駐車場で金額設定の差の根拠は何か。
 - 市街地整備班長 料金体系であるが、現在矢板、片岡両駅前が300円。本町駐車場、片岡駐車場は駅から距離があるため200円という設定である。駅の利用者が使っているという条件は同じだが、駅まで距離があり駅前駐車場に比べ不便であるということを勘案し、若干値段的に低くしている。
 - 副委員長 4箇所全体の月の使用頻度、金額、利用者数は。
 - 市街地整備班長 月は資料が手元にないが、年間収入については、矢板駅前が約850万円、本町が130万円、片岡が120万円、片岡駅前が650万円。合計で約1,700万円である。
 - 副委員長 出来た年数が違うと思うが、投資額に対する回収は済んでいるのか。
 - 市街地整備班長 回収は済んでいるが、上げ下げのバーなどの機械が老朽化しており、順次代えていく時期には来ている。
 - 副委員長 守田委員からもあったが、約5,000万円の投資をしている。これは公共サービスなので利益を上げるというものではないが、実際どのくらいで回収を見込んでいるのか。
 - 市街地整備班長 年間1,700万円の収入があるので、数年で回収はできると考えている。
 - 副委員長 それは片岡だけでなく、全体で1,700万円だと思うが、片岡単独ではどうか。
 - 市街地整備班長 今現在、片岡駅前だと650万円の収入がある。これから西口を整備することにより若干増えるのかなというのはあるが、片岡だけでみたとしても、10年にならない範囲で回収は可能である。
 - 大貫委員 別表（第4条関係）で、最初の30分は無料とあるが、台数、利用率は把握しているか。
 - 市街地整備班長 把握していない。
 - 大貫委員 特に夕方、矢板駅前には並んで混んでいる。30分無料というのは市民の方は意外と知らない。何台かかもしれないが、電車で来る時間帯、きちんとした時間なので、そちらのほうへというアピールも必要なので、稼働率を上げるためにも、その辺りも少し施策的なアピールをしてもらいたいかもしれない。
 - 委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第11号は、原案のとおり可決された。

【議案第12号】

○委員長 次に「議案第12号 工事委託協定の変更について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長

(議案書34頁を朗読)

○市街地整備班長 東北本線片岡駅東西自由通路及び駅舎橋上化等に関するJRへの工事委託については、3カ年の継続事業として平成25年7月にJR東日本株式会社と協定を締結した。その後労務単価の増額や、消費税等の引き上げに伴い、2度の変更を経て現在に至っている。この度、工事完了に伴い協定額が確定した。今回はその清算をするために、額を変更するものである。現行の協定額である14億1,533万1千円が工事の請負残により2,699万5,876円の減額となり、最終的に13億8,833万5,124円に確定したので、協定額を変更するもの。

○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○委員長 暫時休憩する。 (11:01)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:03)

○委員長 質疑はあるか。

○大貫委員 金額が非常に大きいのと、外部団体で適正な会社ではあるが、やはり税金を投資しているので、予算の増減においてはきちんとした説明が欲しいので、できるだけ請求して議会のほうに説明をお願いしたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第13号】

○委員長 次に「議案第13号 市道路線の認定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市建設課長

(議案書35頁を朗読、第338回矢板市議会提出議案関係資料に基づき詳細説明。)

矢板バイパス新設事業に伴い、主要地方道矢板那須線及び県道矢板塩谷線の旧道区間が移管されるため、市道2路線として新規認定するもの。

路線名 境林・下太田1号線は、起点が境林2528番から終点の下太田386番1まで、総延長3,868メートルで、幅員が7.9から28.8メートルで、主要地方道矢板那須線の区間。

路線名 木幡37号線は、起点が木幡986番1から終点の木幡1645番まで、総延長328.6メートルで、幅員が14から20.6メートルで、県道矢板塩谷線の区間。

市道認定の時期については、矢板バイパス新設事業の完了に伴い、速やかに引き継ぎを受けることになっており、平成23年に1期工事部分が供用開始されており、この度2期工事が完了し、今日13日の日曜日に供用開始になることから市道の新規認定をするもの。

補足説明だが、矢板市境林2528の起点箇所は合流点となり、今は入れるようになっているが、完成後はここは止まりの道路となり新しい矢板那須線には入れない。ただし起点になっている。現地調査の際、新しく合流する取り付け道路をご覧になったかと思うが、それが矢板那須線との交差部となる。なお、交差部まで今回市道認定をしている。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○守田委員 南側の合流地点の市道認定される入口のところはクローズされるということか。

○都市建設課長 合流地点は車止めの部分はないが、歩道がつき、既存の道路は先には車は抜けられない。残す理由としては、前後に出入口があるので、それは残すということである。

○中村久信委員 確認だが、残った部分は歩行者、自転車は通れる道路という考えでよいか。また、北から出るところは、新しい県道矢板那須線で縁石等付くと思うが、今現在南下して右折がメインになると思うが、そちらしか入れなくなる形になると思うが、その部分は縁石等で車は入れない。農耕車とかの話になると、車止めが両方付いていたらどこから入るのか気になったので確認させていただきたい。

○都市建設課長 合流点は、先ほど言ったように車は出入りができなくなる。歩道はできるが、歩道には行けないように、恐らく赤いポールで通れないような、むこうに車が行けないような処置をして合流点は行けないようになっている。基本的には現状のままで移管を受けるので、現在の道路はそのまま残って通常どおり車止めまでは車の出入りは自由にできるということになる。

○守田委員 確認だが、ストップされている区間は市道路線になっているのか。

○都市建設課長 通行止めとはなるが、合流地点が起点となっており市道としては認定路線として入れて、新規に矢板那須線に接続する部分も付け加えてこの一部区間も市道に認定する。

- 藤田委員 土屋の国道4号線のように、Y字路にして信号を作って両方行けるようにというやり方もあったかと思うが、通行止めにしてしまう意図と目的を教えてください。
- 都市建設課長 交差部の計画で、スムーズに入りづらい交差部になってしまうので、新たにT字路に近い交差部を設けて出入りするようにした。Y字路だと鋭角になってしまい、交差部としてはふさわしくないということで、T字路とした。交差部の安全性という面も考慮して設計し、地元の説明会等で合意も得て進めてきたという経過を県からは聞いている。
- 大貫委員 移行に伴い市から県に要望したことはあるか。
- 都市建設課長 移譲するにあたり、実際には矢板那須線としてはまだ存続しており、来年28年度いっぱいぐらいは県道矢板那須線としても路線としては重複すると打ち合わせしている。というのは、現場でまだ要望等整理していない部分が若干あり、平成28年度においても県の事業において補修できる場所は補修して、書類上だけではなく、実際の現場も移管されるということで、平成28年度中を目途に現場のほうの手当て、そういったことを要望しているという状況である。
- 大貫委員 大事なことなので、できるだけ要望をして予算確保してほしい。それと1点確認だが、市道認定になるにあたり川崎小学校の橋の所有権はどういうことになるのか。
- 都市建設課長 矢板塩谷線の区間、橋の部分も移管される箇所として、また橋りょうも1橋増えるという形になる。加えて内川橋も市道の橋りょうということで重要構造物の1橋が増えるという形になる。
- 大貫委員 内川橋は耐震等は大丈夫なのか。
- 都市建設課長 県の橋りょう点検を行っており、良好ということで報告を受けている。
- 委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- 委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

- 委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

- 委員長 異議なしと認める。よって議案第13号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

- 委員長 次に「議案第17号 矢板市八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- 商工林業観光課長(赤羽尚起) はじめに、指定管理者の募集時においては、内部の手違いがあり指定管理者の募集期間が若干ずれ、募集期間がすこし短くなったことをお詫びする。今後はこのようなことがないようにしていくのでよろしくお願ひしたい。

(議案書40頁を朗読)

今回指定管理者の募集をした八方ヶ原交流促進センターは、八方ヶ原の雄大な自然環境の

保全に努め、その貴重な資源を適正かつ有効に活用し、都市住民の交流促進を図り、もって地域農林業の振興と地域活性化に資するために市が建設したもので、平成15年5月から利用開始し、今年度で13年目となる。敷地面積1777.03平方メートル、施設構造が木造平屋建て、建築面積545.26平方メートル、延べ床面積467.78平方メートルである。施設は、ホール、休憩コーナー、展示コーナー、レストラン、事務室、倉庫、トイレ、売店、厨房などからなっている。平成18年度から現在の指定管理者制度により指定管理者の一般公募を行い、施設の管理を行っている。今回は平成23年度からの5カ年の指定管理が今年度で終了することに伴い、新たな指定管理者を公募することとした。

今回の公募状況については、事前の現地説明会の際には4社の参加があったが、最終的な申請書の提出は1社のみであった。市の指定管理委員会において、申請者が1社ということで、主に管理能力があるかどうかということを中心に審査を行い、事業者から提出された申請書の審査、さらに事業者からのプレゼンを受け、慎重に審査した結果、指定管理者としての能力を有すると判断されたので、指定管理者とすることに決定された。

今回の事業者の会社概要については、主な業務は給食業務、図書館業務、人材派遣、更に指定管理業務などを行っている会社である。営業範囲は日本全国を対象としている。栃木県内における主な指定管理としては、宇都宮市南図書館、さくら市喜連川児童センター、そして矢板市八方ヶ原交流促進センターなどを管理している。今回の事業者は、現在の八方ヶ原交流促進センターの管理者であり、提出書類、事業計画において問題はなく、十分に指定管理者としての能力があると認められたので今回提案をした。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○守田委員 指定管理で、申請が上がってきたのがこの会社1社のみということであるが、そもそも指定管理をするという役所の理念、一番心配しているのは、あまり魅力がない場所であって、指定管理の申請が仮になかった場合にプロパーになってしまうというのが一番心配である。指定管理料を出すというのは、大幅な金額をプロパーでやるよりも原資をかけてサービスを来訪者、市民に向けてするというのがそもそもの問題だが、そこに付随した、新風たかはらさんなども一生懸命あの周りを整備をしてくれているが、やはり魅力を作っていないと、ヒルクライムレースもそのひとつであったりするのも十分分かっているが、指定管理を受けるところがなくなってしまったり評判が悪くなってしまうと、もっと大変な、市の重荷になってくるのではないかと思うので、その辺は今後指定管理について協議した中で、受けてくれたところが来年度から5年間あるからいいようなものの、その5年間のうちにどういう改善計画を立てるかというのが一番の問題だと思うが、その辺をどう考えているか。

○商工林業観光課長 確かに、場所的にアルバイトの方を雇ってもなかなかきてくれないような場所で、人集めをするのが非常に大変である。今回の指定管理者においては、利用人数が最近若干落ちていたり、あと天候的なものがあり、今回の指定管理者においては、夏場に少しイベントをやるかと。あと冬場は当然かなり少なくなるので、その辺を若干多くしよう

ということでそういう提案は受けているので市としてもいろいろ、道の駅、温泉も絡めてうまく何かやろうかという話も伺っているので、確かに市としても受けてくれるところがなくなってしまうと困るので、今後よく検討していきたい。

- 守田委員 お金を出す方の事業主体として、商工林業観光課中心に積極的な提案をかけていかないと、指定管理を受けた方は採算ベースをあわせようと一生懸命しているのだらうけれども、マンネリ化するおそれもあるのではないかと思う。指定管理をかけていること自体が結果的に民間事業を使って矢板市のイメージアップを図れるかというところに、一番の起因したものがあるのではないかと思うので、積極的に、せっかく指定管理を出しているのだから、6,700万円、年間の金額としてはこれでやれるのかなという金額なのだらうけれども、事業主体である市としても、大いに口を入れたりしてやってもらいたいと思うがどうか。
- 商工林業観光課長 市としてももう少し指定管理者と今後いろいろと協議させていただき、なるべく、あの辺の魅力の問題もあるので、指定管理者と相談し、もう少しよくなるような形で市としても積極的に関わっていきたい。
- 藤田委員 改めて伺うが、八方ヶ原交流促進センターは冬は休業するということでよいか。
- 商工林業観光課長 冬は金・土・日は開いており、それ以外は休業という形になる。
- 藤田委員 いつからか。
- 商工林業観光課長 12月1日から3月31日までである。なお、食堂はやっていない。売店、トイレは使える形になっている。
- 中村久信委員 さきほどの守田委員の話に関連するが、出されている資料がこれだけである。ここは商業施設なので、過去5年間の例えば経営実績といったものをみながら、最終的に市が今後5年間の指定管理料についてこれが適当ということで定めたものと思うが、そういったものを判断するものが何もない。最初のスタートであれば実績はないが、過去13年、私が議員になったときは予算は通っていた。いろいろあったようだが、スタートしてかなり経っているものなので、議会としてこれが妥当かどうか、またどのような運営状況、経営状況になっているのか、そういったものが分かる資料というのは別途提出してもらうわけにはいかないのか。
- 商工林業観光課長 山の駅たかはらの売り上げ推移表のような資料でよろしいか。
- 中村久信委員 当局が判断をするときに必要と思っている資料である。それだけで判断しているのであればそれになる。
- 委員長 暫時休憩する。 (11:32)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:34)
- 商工林業観光課長 相談させていただき、情報開示できるものは開示するような形で。
- 中村久信委員 これを進行するというのであれば、我々議会として、議員として5年間で6,700万円、年間1,300万円強を適当であるか判断し認めるということになる。その根拠になるものを示してほしいということで、それが出せるかどうか分からないというのであれば、ここで中断するなら分かるが、進行するのであればそれは、と言わざるを得ないし、どのように進行するのか。

- 委員長 暫時休憩する。 (11:36)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:49)
- 商工林業観光課長 選考委員会のなかの資料であるので、口頭説明でよろしいか。
- 中村久信委員 私の顔をみて話をされているが、委員会なので、そういったことは私だけではなく他の委員もいるので、委員会としてそれを了とすれば、私はよい。
- 商工林業観光課長 事業計画書が指定管理者のほうから出されており、さまざまな取り組み、運営方針等が出されており、そのなかで施設の管理方針、勤務態勢、施設の管理の仕方、例えば売店については矢板ブランドを中心に売るとか、イベントについては今までやっていない夏のファミリーハイキング、バーベキュー、冬は雪上スポーツ、雪合戦大会など、イベントとして今までやっていなかったものをかなり追加でやりたいとのこと。収支についても、今までの売り上げ、支出があり、その辺を通して算出して、ある程度この金額でやれるというような形になっていたもので、そこで選考委員会において、それを認め承し、この業者ならば心配なくできるというふうに判断したという形であると聞いている。
- 中村久信委員 私が言いたかったのは、これだけのものをここで示されて、議案として出ているので、委員会としてという話になっている。当然ながら相手先の情報も必要だし、この指定管理料についての情報も必要であると。なのでそういった附帯資料のようなものが、こちらが判断する上で必要と思われるもの、例えば課長がこれをみたときに、課長、決裁して下さいといったときに、課長が判断できるような材料は示すべきではないのかということでもまず大きく質疑をさせていただいた。今、課長がそういったものを口頭で説明するという話で説明を受けたが、今度は具体的に、その中の話に入っていくと、長くはなるが、まず日本語の説明だけで全く数字が出てこない。これからのことについては、こういうイベントをやって、それによってどれくらい集客、利用者を伸ばしていく、そういった数字が出ているのかどうかもわからないが、こういうイベントをやっていくというのはわかった。それについては、たとえば夏場、何月から何月の今までの利用者はこういう感じだったが、それをこういうイベントをやってどれくらいの目標を設定しますとか、たぶん企画書だったら出ているのではないかと思う。みていないからわからないが。そういったものとか、過去のこの5年間、そこが受けて、企業としてみれば売り上げから経費を引いた営業利益は出ていないと思うが、そういったものすべて、こういう推移をしていますと、それに対して、矢板市は指定管理料を今後の5年間このように決めましたという根拠になるものがあると思う。そういったものを示すべきではないかということでもまず1点目。それが今言った口頭でいくと、具体的に数字を教えて下さいとしか言うことができないが、まず過去5年間ずっとみて、売り上げの推移はどうだったのか、それに対して経常経費、かかった経費はどのように推移しているのか。そういった細かいところをいちいちよりは、資料を出してもらったほうが早いのではないかということで話をさせてもらった。
- 委員長 暫時休憩する。 (11:55)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (11:55)
- 中村久信委員 経営的などころで、5年間継続してきているので、5年間の売り上げの推移、

経常経費の推移を教えてください。

- 商工林業観光課長 売り上げは食堂と売店があり、それを足した形になるが、税込み額で申し上げますと、平成23年が1,414万9千円、平成24年が1,598万4千円、平成25年が1,479万9千円、平成26年が1,272万円である。支出合計については、同じく税込み額で申し上げますと、平成23年が2,773万4千円、平成24年が2,756万円、平成25年が2,732万7千円、平成26年が2,455万8千円である。なお、売り上げに指定管理料は入っていない。
- 中村久信委員 今年度はまだ途中だが、支出がずっと2,700万円台で3年間推移して、平成26年は2,400万円台ということでかなり落ちているが、企業努力の部分も当然あると思うが、ここは何かを変えてそのようになっているのか。
- 商工林業観光課長 平成26年は売り上げが非常に落ち込んでいる。支出のほうで人件費、管理費経費、仕入を若干落としている。
- 中村久信委員 計算すれば分かるが、4年間での差額はいくらか。
- 商工林業観光課長 指定管理料なので4千7、8百万くらいである。
- 委員長 暫時休憩する。 (12:02)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (12:58)
- 委員長 商工林業観光課より資料提供があったので、配付する。

(事務局、資料を配付)

- 商工林業観光課長 お手元に平成23年から26年度までの山の駅たかはら収支報告書をお配りさせていただいた。収入については、売店、食堂、喫茶・ソフトクリーム、その他は花火大会のときに出している模擬店の売り上げである。そこに指定管理料を加えたものが最終的な売り上げである。支出については、大まかに人件費、施設管理費、一般管理費、事業費、管理費となっており、人件費は施設管理にかかる人件費、給与である。施設管理費については、外注費として自分の所で検査ができないようなものを出しているもの。修繕費は1件10万円以下でものが壊れた場合の修繕費。賃貸費は、指定管理者が借りているもので、コピー機、レジ、車といったもの。一般管理費は主に光熱水費で、電気代、ガス代。通信費は電話代など。そのほか保険料、各種支払手数料、事務用消耗品費などという形になっている。事業費は販売の仕入れにかかる費用。管理費は本部のほうでとっている費用。最終的に支出合計という形になる。差引は支出合計から指定管理料を抜いた収入合計を引いた金額である。
- 中村久信委員 一番下の表が、差引の赤字分、指定管理料抜きの、ということになって、この数字の推移をみると、当初から比べたら少なくなっている。多分、平均的にも先ほどの話だと1,200万円強。今度5年間をみたときに、目標数字等聞いていないので詳しくは分からないが、新たな企画提案ではさらに集客、売り上げを伸ばそうという見込みだと思う。そうする中で、改善してきているので、多分1,200万円くらいが5年間で持ち出すと推測する。そうした中で次の5年間は売り上げも伸ばしていこうという計画になっているという、この6,700万円を1年平均に直すと、1,340万円強くらいになる。ギャップは100万強あると思うが、その辺を当局がどのような思いでこの数字、金額を設定された

のか。

○商工林業観光課長 ギャップは若干あるが、実際、前回のときに消費税の考え方が若干異なっており、人件費について、若干消費税分をみていなかった部分がある。指定管理を出す場合に委託になるので人件費分込みで考えないといけないということで、人件費を計算した数字で計算させていただいた。その結果若干増えたが、実際はその辺考えるとあまり変わっていない。

○中村久信委員 5年間分については、人件費に対する消費税分は管理料にみていなかったという意味合いだとすると、ここに挙がっている数字はどのようになるのかその辺の関係を教えていただきたい。

○商工林業観光課長 人件費支出の数字が税別、税込同じ数字になっているが、実際に発注する場合はここに消費税を含まなければいけない。その分を見込んだという形。

○中村久信委員 ということは、消費税アップ2%ではなくて10%になるであろうと、で、10%ではなくて8%も入っていないということだと思うので、ここでいくと、人件費が約1,000万円だとすると、その10%の100万円を今度は見込んでいると、だからその分が上乗せになっているという意味でよいか。

○商工林業観光課長 お見込みのとおり。

○中村久信委員 次の5年間の提案書の中で、いろいろなイベント等を、やっていない時期に入れていくという話があったが、集客として全体的に1年に直したときに、どれくらい過去よりも増やしていこうとされているのか。

○商工林業観光課長 平成26年で5万2千人くらいだが、5か年平均で6万人くらいを目指したいという計画を持っている。実際平成22年くらいのときは利用者が6万人超だった。特に平成26年はレンゲツツジのちょうどよい時期の土日にすべて雨が降ってしまい、売店の売り上げも少なく、天候に左右される部分もあるが、計画では6万人を目指したい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第17号は、原案のとおり可決された。

【陳情第11号】

○委員長 次に、「陳情第11号 公共下水道から市設置型個別合併浄化槽転換の陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(陳情文書表1頁及び2頁を朗読)

- 委員長 意見はないか。
- 大貫委員 ハッピーハイランドに関しては以前にも出ていたと書いてあるが、以前の陳情の状況について、事務局に報告を求める。
- 事務局 平成7年12月定例会において、請願という形で当時の成田区長他594名から、公共下水道集水管の延長と接続に関する請願が出されている。内容は、公共下水道の集水管を延長し、成田ハッピー団地の下水管を接続していただきたく、地域住民連署のうえ請願するというもの。12月定例会では起立多数により継続審査、平成8年3月定例会において全会一致で採択されている。
- 大貫委員 そのときの請願議員の名前は。
- 事務局 関谷秀雄議員1名である。
- 大貫委員 そのとき請願にあたって、接続する可能性のあるマンホールは今も生きているか。
- 下水道班長 公共下水道の管については4号線を超えていない状況である。
- 大貫委員 4号線を越えるマンホールの位置はどこの前か。
- 下水道班長 元の東京靴流通センターの辺りである。
- 大貫委員 PFI導入による市設置型浄化槽という事業自体は、当局はどのような事業で、どのように考えているか。
- 下水道班長 市町村設置型の事業については、現在実施している市町村が全国で186ほどある。そのなかでPFI事業を実施している市町村は14である。そのようなことから、PFI事業の情報自体が少ないということがある。14市町ほどしかなく、実際のところはよく分からないが、調べた限りとしては、PFI事業を立ち上げるときには、職員負担がかなり大であるが、立ち上げれば負担は軽減されるのかなというところである。
- 大貫委員 仮に今回の市設置型浄化槽に切り替えた場合は、下流放水は今の成田地区ということになるのか。
- 下水道班長 お見込みのとおり
- 大貫委員 そうすると、今ある下水処理場は使用しなくて済む形になるのか。
- 下水道班長 示されているのは1個1個の浄化槽設置ということなので、そうなれば今の集中浄化槽は廃止になるかと思う。
- 大貫委員 将来的な確認だが、そうした場合は下流の成田行政区あたりとの同意、協調の必要性はあるのか。
- 下水道班長 当然、同意が必要になってくるかと思う。
- 上下水道事務所長 基本的には下水の放流等は同意というのは法的には存在しない。ただし、道義的に成田ハッピーを造成するときには、もちろん下流の方々との話し合い、ある意味の口頭での同意は得ていると思う。なので、法的なものは必要ないが道義的には当然やるべきであろうというふうには思う。
- 中村久信委員 当初、あそこは下水道の計画区域に入ってなかった。それを計画区域に入れたけれども、ここにあるように、平成26年にあと20年以上かかるという通知をした事実があって、そのときに地元と協議をして、このような話が出たのかどうか分からないが、話

はされているのか。

- 下水道班長 平成8年に請願が採択されたときは下水道区域に入っていなかったが、その後全体区域を拡大して、ハッピーハイランドがそのなかに入った。全体区域に入っても、整備のほうはなかなか進まず、平成26年に早期接続ということで要望があり、その際に公共下水道の整備が思うように進まないということで、個人設置の補助金型の合併浄化槽でどうかという話をさせていただいた。今現在市で進めているのは、個人設置型の合併浄化槽である。補助金での設置では難しいということで、市のほうで事業として行う市設置型の合併浄化槽でやっていただけないかということでお話をいただいた。それに対しては、市設置型の事業としては難しいということで、個人設置の補助金型の合併浄化槽でお願いしたいということで回答を出している。
- 中村久信委員 ここに理由の1から9まで書かれている内容があるが、ここに書かれている中で、市のほうにも話が来ているのだろうと思うが、市側としてこれを受け取って疑問点とか、できるできないは別として、言っていることがおかしいとかというところは、この文書の中ではないという受け止めでよいか。例えば、環境省が市町村設置型を推奨しているとか、個人設置型については助成金はあるが、それが40%程度で利用料からは回収できないと、要は個人が設置するからそうなのだが、補助として出るのでそれについては後で返還義務が生じないということでそうなるのだと思うが、例えば市町村設置型にすれば利用料から回収できるということは、意味合い的には、利用料を市が管理しているのでそこに納める、そこに実際のランニングコスト、プラス投資額の返還分も含めてそういう利用料を設置できるという意味合いかと思うが、そういったことは実際可能なのかとか、ここに書かれている内容について、市のほうとしては制度上できないとかいうことがあれば教えていただきたい。
- 下水道班長 1番の「公的資金が投入できる様浄化槽設備の公的管理移管が絶対に必要」となっているが、市設置型浄化槽というのは公共事業ということになるので、災害が起きた際には何らかの財政措置を講じることになる。個人設置型の場合は個人の持ち物、市設置型については市の施設ということになる。2番の「6分の1で済む」というのは、若干違いがあるが、金額的にはその程度。
- 中村久信委員 2番の環境省が推奨しているというのは、市設置型個別合併浄化槽というものを環境省が推奨しているという受け止めは合っているか。
- 下水道班長 公共下水は国交省管轄で、浄化槽は環境省管轄である。環境省の事業としては推奨している。ただ、全国的にみて、先ほども申し上げたが、市町村設置型は数的にも全国1,600から1,700ある自治体の中で市町村設置型をやっているところは186しかないということで、いろいろ問題があるので実際やっていけないのかなと。そこへきてPFI事業は14市町しかやっていない。そんなところからしても、いろいろまだまだ問題があって進まないのかなというところである。
- 中村久信委員 186という数字は先ほど聞いたが、問題があって普及していないという話だとそのとおりと異なるが、そのような受け取りだと、一番、最大の問題点はなにか。最大という言い方が悪かったとすると、浮かぶもの2,3点でも結構である。

- 下水道班長 まずは浄化槽自体、個人の宅地の中に設置することになるが、その部分に関しては市の施設となる。市の施設として設置した場合、どうしても維持管理上市の施設であるからというので、個人の持ち物であれば、個人が一生懸命面倒をみる。市の施設となると、私は知らないよという部分があるかと思う。また、事業費について、個人設置型だと80万円前後かと思うが、市設置型で実施する場合、県内では大田原市で実施しているが、大田原市の場合、設置の事業費が100万円、仙台市の場合は150万円、事業費が跳ね上がる。跳ね上がった事業費に対しての財政負担が大きいことから、なかなか市設置型には進まないかと思う。
- 中村久信委員 二つ目のところに対して疑問があるが、そこを個別浄化槽というミクロ的にみればそうだが、公共下水道、例えばハッピーだけを平成8年に計画区域に入れた。入れたということは接続しなければならない。そのような費用とか、例えば農業集落排水とか、家を決めてやっている集中浄化槽のタイプ、そういったものとの比較でいった場合どのようになるのか。
- 上下水道事務所長 どういう問題があるかということのひとつに、我々は個別設置型をお願いしているが、地元の方々は市設置型、市が造って市が管理して、使用料まで取ってくれという話になる。大田原市に話を聞くと、いろいろ問題があり、一般財源からかなりお金を入れている。それを管理するために職員が二人も必要で人件費もばかにならない。確かに市設置型は補助をいただけて、市の負担は確かに余り変わらないかもしれない、地元負担も少ないかもしれないが、その後の管理において、一番は人件費がかかるという問題。使用料取りますので。そういったものがネックになっている。下水道と集中型と比較した場合という話だが、成田ハッピーに関しては個別浄化槽のほうが、はるかに安いと思う。なぜかという、今、元の東京靴流通センターのあたりまで来ている。あそこに本当は繋げればいいが、そこから先は推進工事で抜いていって、なおかつ例の地震があったかと思うが、それで中の管がかなり傷んでいる。市があれをいただくということになると、下水道管をもう一度やり直しになる。ということはさらに莫大なお金がかかる。そういったことをもろもろ考えていくと、市の負担は非常に大変だということで、今回、下水道構想を議会の全員協議会で話をさせていただいたが、ここを浄化槽でやるという意思表示をしたので、今回構想からも抜かせていただいた。もうひとつ、なぜあそこなのかという話だが、下水道、ではいつできるんだという話。用途地域をやらなければいけないというのは議会でもずっと説明している。今、1,193ヘクタールのうち、たった375ヘクタールしか終わっていない。総事業費で305億円くらい。今、130何億くらい投資している。ではいつまでかかるのか、100年もやっているのかと、そう考えた場合に、今の浄化槽をあのままにしているのかと。我々はそのままでは地元迷惑がかかるだろうということで、むしろ下水道よりも手っ取り早い浄化槽でやったほうがいいのかという趣旨もある。なので、費用の面と地元の方々のことを考えれば、浄化槽でやっていったほうが早くやれるという大きな二つがある。
- 中村久信委員 トータルの費用とスケジュールをみれば、という話は分かるが、出てきている中には、国庫助成対象額が90%になるとか、できるかどうか分からないが個人の敷地

内に市の施設があって、市の施設を使わせてもらっているので利用料を払うと。その利用料というのは、当然、管理運営費、プラス徴収のため人件費だとか、そういったものをもろもろ入れたものの、実際にはランニングコスト、プラス投資額を回収するための上乗せ。そういったものをここで言っているのだと思うが、まずそういう利用料を取ることが可能なかどうかともよく分からないが、それについてはどのような考えか。

- 上下水道事務所長 市町村設置型というのは基本的に市が管理するものなので、利用料を取るとというのが大原則である。これが市町村設置型になるので取らせていただく。利用料については、下水道と同じくという間違いなく赤字になっていくだろうという感じがしている。市が管理するということになると、聞いた事例では自分のものではないという頭があり、油を流してしまったとか、それは流されれば市が修理しなければならないとか、そのようなこともあったりする。それと今までの流れ、合併浄化槽をやっているの、その流れからしても、矢板市の場合は個人設置型ということでは考えている。
- 中村久信委員 今までの流れうんぬんは聞いていないが、公共下水道、農業集落排水が2箇所、これらと比べて実際に使用料ですべて管理運営ができて、要は設備投資まで回収の部分は別としても、ランニングコストはすべて出ているという認識でよいか。
- 下水道班長 公共下水道事業については出来ている。農集についても出来ている。
- 中村久信委員 ランニングコストは全部回収出来ていると。設備投資した額は行政の負担という考えでよいか。
- 下水道班長 お見込みのとおり。
- 中村久信委員 これも先ほど言った面を除けば、使用料でランニングコストが維持できれば、そういう考え方としては同じになるということよいか。要は設備投資は市が行う、ランニングコストは自己負担。その自己負担の中には、使い方が悪いのだったら悪いなりの、そこで頂くという考え方でよいか。
- 上下水道事務所長 お見込みのとおり。
- 守田委員 平成47年度までの矢板市生活排水処理構想案が出ている。戸数は13,000戸ということで減少傾向にはなっていないが、設備の状況、20年もかかって地籍調査と類似するような状況になってきて、環境省は環境の点から合併浄化槽を推進しているの、市の負担、今一部、南のほうのコリーナが一部負担になってきて、170万円以上は使わないようにということで積立金制度もやったらいいんじゃないかということで始まったが、ご案内のとおり、補正予算で撤回されてしまったという問題が出てきているのが事実である。なので、できるだけ負担軽減するように、さらにハッピーハイランド地域居住の方に説明をして、個別型の合併浄化槽の推進をしていってもらいたい。繋ぐことが一番よいのだが、片岡が終わってからハッピーだということになると、20年もかかるとなると、おぎゃあと生まれた子どもも20歳になってしまう。なかなか長い年月だということが推測できるので、私はそういうふうに説得していってもらうのが矢板市の財政負担にも繋がらず一番よいのではないかと思う。PFI型になると、壊れた家は取って壊れない家そのまま継続して、下水道料金のように水道料にプラスアルファの金を取ってということになるとバラバラになる可

性能もある。浄化槽が壊れたら修理しなければならなかったら、そこは1,000円多く取らなければならないとか煩雑になってしまい、料金のトラブル事件とか、おかしいのではないかと言われたりするのでは、個別がいちばんよいと思っている。これは私の意見。

- 大貫委員 平成7年のときに、沢の農集排に接続するという考え方はなかったか。
- 上下水道事務所長 沢の農集排のほうはいろいろ検討してきたが、あくまでも家の距離で下水道のような集中処理がいいのか個別処理がいいのか検討するのだが、距離が長すぎ、費用回収ができないということで入れなかった。
- 中村久信委員 質疑ではなく意見的になるが、大貫委員からあったように平成8年に議会として採択した。採択をして区域に入れたけれども20年間何もできずに、さらに20年以上かかる、その当時からすると40年以上の話になってくる。そのような中で、やはり期待感があったと思う。20年前に組み入れたということで、それがここに来て20年経ってまたこういう状況になっているということがひとつと、あそこは今集中浄化槽でやっているのだから、個別に切り替えて現在の集中浄化槽を廃止するとなれば、100%やらなければならないという事情が生じているということ、その辺を考えれば、国の90%の補助をもらって公共設置型の個別浄化槽ができないのかどうか。もう少し研究する必要があるのだろうと思う。利用料についても、地元との合意でできるものかどうか、条例定めて一律にしなければいけないものかどうかも含めて、いろいろ検討する余地は十分にあるというふうには思っている。ただ、現実的に、先ほど守田委員が言われたように、個人設置の個別浄化槽にしる、市設置の個別浄化槽にしる、この見通しをみたら個別合併浄化槽でいくしかないのだろうというのは認識している。全国で186市町もやっているということ、大田原でやっているということも知らなかったが、栃木県内では大田原だけか。
- 下水道班長 お見込みのとおり。
- 中村久信委員 県外の近いところ、もしくは比較的直近に始めたようなところはつかんでいるか。
- 下水道班長 埼玉県秩父市、滑川町、嵐山町などである。
- 委員長 ほかに意見はないか。
- 中村久信委員 先ほど言ったようにいろいろな複雑な状況があるということ、複雑な状況というのはこれまでとってきた経過とあそこの特殊性、全戸が切り替えなければいけないような状況になるということと、少ないとはいえ全国で186の市町がやっている。実際にいつごろどのような形で始めて今どうなのかということも調査は必要かと思う。環境省が推奨しているということは、水処理はきちりして環境を汚さないということにはなるので、そのような面からも考えなければいけないということで、最終意見としては継続審査としていただきたいという思いである。
- 大貫委員 平成7年以後、公共下水道に繋ぐというお話をしたので、ハッピー自治会は、ハッピーの道路が個人道路だったのを2,000万円くらいで買い上げて、個人所有だったのを自治会所有にしたということを聞いているが、その事実の確認はしているか。
- 上下水道事務所長 そこまで詳しい話は聞いていない。

- 大貫委員 市が公共下水を繋いであげるよと、ところがあの道路が個人所有で掘削できないから道路を自治会で買いましょうということで、業者と話し合いをして、道路をハッピー自治会が2,000万円か2,500万円集めて買い上げ、ハッピー自治会の所有権をとったので矢板市の公共下水があがっていたときに道路は自由に掘削できますよという準備したと、というようなことを聞いたが、当局で聞いているか。
- 都市建設課長 道路の底地が幸福団地でもっているということで、当時市の道路管理の面で地元から要望があり、市で管理してくれという話で、底地の問題については管理するのにも幸福団地のほうから矢板市に名義変更していただき管理していくというようなことで進めてきた。自治会のほうでのやりとりの部分は市のほうにははっきりと伝わってこないが、底地は矢板市に移管することで決まり、管理も道路管理としてしてくださいという部分は引き継ぎの中で聞いている。下水道は道路の中に入っているので付随はしているかもしれないが、当時は道路管理としてのことで解決していった。
- 大貫委員 今の底地は矢板市に全面移管されているのか。
- 都市建設課長 市道認定にはなっていないが、移管され管理している。
- 大貫委員 私達も調査不足のところがあり、もう少し慎重審議したいので継続審査でお願いできればと思う。
- 中里委員 実家が浄化槽なのだが、新築するとき一緒に市のほうに工事をお願いして入れた記憶がある。市の持っている浄化槽かどうかは今確認できないが。家を建て替えるときに浄化槽を図面の中に入れてもらい設置をしたが、今あそこの住民の方々も宅地をきちんときれいにされている状況の中で、そこに1軒ずつ、庭かどこかに浄化槽を1個ずつ入れていくわけだと思うが、そうすると市の形で設置するとき、原状復帰までを市がするのか、浄化槽入れました、あとはお願いします。という形になるのか。
- 下水道班長 市設置型浄化槽の場合は、浄化槽設置の部分が事業であり、それに取り付ける配水管とか放流管とかというのは個人負担となる。
- 中里委員 庭だったところを工事で掘って、土を埋め戻して原状復帰、元のようにまわりをすこし土ではなく芝を張ったりというのは個人がするというのでよいか。
- 下水道班長 お見込みのとおり。
- 佐貫委員 要旨のところに書いてあるハッピーの集中浄化槽、大規模補修、震災後やって老朽化していつ壊れてもおかしくないと書いてあるが、現状震災がなかったとして、普通に使っていたら向こう何年くらいもつのか。
- 下水道班長 現状のままで何年もつかは分からないが、そもそも施設維持をするために長寿命化ではないが壊れたときに直しながら使っていくことになる。震災のときかなりの被害を受けたようだが、ハッピー自治会の試算のなかでは、今の施設を3,000から4,000万円で修理をすれば、20年くらいもつのではないかという試算をしていたようである。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第11号は、継続審査

とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第11号は、継続審査とすることに決定した。

【陳情第12号】

○委員長 次に、「陳情第12号 矢板市の学校健診結果の長期保存に関する陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(陳情文書表3頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 他市への提出状況は。

○事務局 確認していない。

○佐貫委員 5年から10年に延ばす。学校健診は基礎的健診なので、直接的に細かい検診データがあって将来把握できるかどうかは現状では未知数ではあると思うが、将来は役に立つかもしれないという可能性は拭いきれないと思う。といったときに、これを10年に延ばしたときに、現状のデメリットは何かあるのか。

○教育総務課長(塚原延欣) 10年に延ばした場合のデメリットとしては、保管場所ということになる。小さい学校であればそれほどのボリュームではないが、記録紙そのものはA4の両面である。一人1枚。基本的に小学校に入ったときにそれを作って、卒業するときに中学校に引き継ぎ、中学校を卒業したら、ここにあるように法律で5年保存する。ただ、A4版1枚ではあるが、実際には血液検査をしたときのシートとか心電図を計ったときのチャートだとかというものが付いている。それも含めないと保存する意味はないと思うので、例えば矢板中学校とかになると5年分増えるとなるとスペースとしてはかなりのボリュームになると思われる。小学校では、A4のものは中学校に送るが、先ほど言ったチャートだとかは小学校で保存している。

○守田委員 不思議なことに学校教育しか言われていないが、幼稚園とか保育所も当然生まれてきて健診は年に2回以上、学校健康法のなかで健診をなささいということになっていて、学校からでよいという考えかどうかは分からない。幼稚園とか保育所だと市内の子どもたちばかりではないというのものもある。保育所だと那須のほうから来ている子どもだと、行政から言われているのでガラスパッチを付けて下さいというのものまれにある。そうすると生活基準がどこで、検査基準が国でも各市町でも、被ばく対策の問題を言っているのだろうが、基準設定がない。そのなかで健診だけのものを、子どものことだから私はこれに反対しているというわけではないが、土台を変えていかないと結局積み上げていっても何にもならないと思う。行政のほうでも議会にこうしてもらいたいという陳情を上げてこられたのだろうが、もっと別な角度から行政側がそういうふうなものに目を向けて、今後の発達支援をするために、そういう考え方もあるのではないかというのが普通だと思う。小さい子は排除して小学生からでいいのかという問題もあるのではないかと思う。ただ、子どものことであるので、デー

タを取っておいて過去を振り返ってこの子はこういう病歴があったとか、歴をみるのには荷物
の嵩の問題はあるかもしれないが、いいのではないかと思う。

○中村久信委員 私も同じで、小学校に限らず、保育園、保育所、幼稚園あると思うし、生ま
れてから乳児からの健診もあるので、そういった一連のものを、やはりある程度長期保存す
べきだろうと思う。陳情として出されているのは小学校だけだが、私の考えだが、これを当
然了として、それをさらに発展させて、子ども全体、市の健診等含めてそういったことをし
ていくべき。そういったところにつながる一步かと思う。

○中里委員 このようなデータは将来的にマイナンバーで紐付けされたりするのか。国の話を
聞いていると医療データを紐付けしたり、そのうち銀行の口座もつけるというような話も耳
にすることがある。市で行った健診データは、データベース化されていたり、していく方針
なのか。もしデータベース化になっていくのであれば場所の確保は将来的にはなくなるのか
なと思う。長期的な健康の変遷をもしみていくのであれば、先輩議員のみなさんおっしゃる
とおおり、小さいころからのデータとなると市の一番最初の乳児健診の頃からのものがずっと
あったほうがよりベストではあると思う。私たち母親が子どもの経年変化で目にする健康診
断の書類という形になると、小学校に入って一番最初に書いてはんこを押して、毎年持って
帰ってきてはんこを押す、健康のお便り、通信簿のようなものをいただくが、あれを含めた
話なのかなとこれを読んだとき思った。そこに血液検査の項目とかいろいろな項目があって、
肺の検査をしたときは所見無しとか全部書いてあるものが1冊毎年1回帰ってくるが、そう
いったもの含めて残すとなると、矢板中学校とかになると5年分なのでかなりの量になる。

○教育総務課長 マイナンバーの件については、議員おっしゃるように可能性はたくさんある。
今現在はデータになっていなくて紙ベースでしかないので、このままだとマイナンバーとく
つつける意味もないし、くつつけることも難しいと思う。また、これをデータ化にすると確
かに保存するスペースはなくて済むが、データにするとプライバシーの最たるものだ
と思うので、紙ベースのほうが外に出ない可能性は大いにあると思う。その辺りは収納を考
えてデータにして縮小しておくのか、セキュリティとして紙ベースにしておくのか、その辺
りは検討する余地はあると思うが、現段階としては今のままで進めるつもりである。

○藤田委員 ここにあるとおおり放射線による被ばくということは来年の3月で震災から丸5年
が経つわけだが、5年間保存ということを考えるとタイムリミット。残すなら残すで今決め
ないとだめなのかなと思う。私は積極的にやってほしいと思っている。

○守田委員 積極的にやっていくことが子どもたちの健康をみるということではいいと思うが、
矢板市において、被ばく線量の除染は18歳未満のいるところの0.23以上というのをや
ったが、これが検査体制が取られていない状況のなかで、医療的見地というのは私も分から
ないが、普通の健康診断をとって因果関係というのは分かるのか。

○教育総務課長 どんな項目を検査しているのか、資料を配付してもよろしいか。

○委員長 教育総務課より資料の提供があったので、配付する。

(事務局、資料を配付)

○教育総務課長 健康診断そのものが、被ばくに対しての影響あるかどうかということを目的

に実施しているものではないので、検査項目すべてにおいて、たとえば血液検査でみるにしても、そこにがんが発生しているかしていないかを検査するわけではないし、これをずっととっておいたからといって、もし万が一被ばくによる健康被害があった場合にはその因果関係というのはこれから結びつけるのは不可能だと思う。ただ、広い意味でというのであればとっておく意味はあると思うが、これを放射線を浴びたための影響ということでのデータとしては不足なのかなという気はする。

○副委員長 今の説明だと、甲状腺など福島などでそういった傾向が強くなっているという報道があるが、それに対する健診はできていない、一般的な健診であるということか。

○教育総務課長 学校保健法ということで陳情書にあるが、正確には学校保健安全法の施行規則第8条で、こういう項目を検査してくださいというのが決まっている。

○副委員長 今陳情にあがっていることは、それに対することも健診してもらいたいという、これをやらなければ長く保存する意味がないということ。放射線による被ばく量をきちんと正確に健診した上でないと、既存の、それを使うとなると10年間保管する意味はあまりないと思うが。

○教育総務課長 お見込みのとおり。被ばくに対しての影響についての項目は診断票にはひとつもないので、放射線を浴びたための低線量の影響というものを把握するのには、これでは不足をする。

○副委員長 例えば長崎とか広島の場合には、10年、20年、30年とこういったデータをもっている。放射線被ばく量が遺伝子に対して影響するかということも含めてだと思うが、今回の陳情では、これだけを保存しても何の意味もないし、守田委員も言ったように根本的に変えていかなければ意味がないと思う。5年間保存というのは厚生労働省も言っている。5年以上。国がやることはほとんどは5年間。たとえば税務署に提出する書類も5年間は最低持たなければならぬ。政務活動の報告も5年間は持たなければならぬ。5年の根拠がよく分からない。区切りがいいからなのかもわからないが、長く保存するのであれば、放射線に関する健診を併せてやりながらでないと意味がないと思う。必要性がないと思う。

○大貫委員 放射線被ばくの所見というのは何をいうのか。

○教育総務課長 一般的には、被ばくしてまもなく甲状腺がんなどはヨウ素が溜まりやすいので甲状腺がんになりやすいということで、甲状腺がんの検査、2年に1回なのか3年に1回なのかは分からないが、あれを定期的にやることなのだと思う。

○大貫委員 甲状腺がんの検査の記録を5年から10年とっておく内容ということで当局は理解しているのか。

○教育総務課長 違うと認識している。学校保健安全法施行規則第8条で言っている検査項目のみ。

○大貫委員 文書には放射線による健康影響と書いてあり、放射線により生じた健康被害を児童生徒健康診断票に项目的に表しそれを10年とっておくという意味合いとは当局は思っていないということか。

○教育総務課長 そのようには思っていないし、今までもそういった検査を実施していない。

○大貫委員 そうすると、この陳情の意味合い、5年から10年というのは意味がないと思う。現行の健康診断票をただ10年だけだというなら意味合いがないような気がする。

○中里委員 女性同士だからそう思うのかもしれないが、今後の科学的な発達段階、今の医学レベルでは分からないが、今後こういった原発事故が起きてから、今、どんどん科学的な根拠が集約されるなかにおいて、今の状況だと5年で廃棄されてしまうものをもう少し長期で残しておくことによって、子どもたちに何が起こったのか分かる科学的なデータになり得る可能性があるのではないかと、これを残すことはそこまで大変ではないのではないかとという思いから、であれば、残すか処分するかであれば、ぜひ残しておいて、将来の参考にもなる可能性が少しでもあるなら残しておいてほしいというような意味として理解した。

○中村久信委員 中里委員の話した内容のとおり。少し気になるのは、これだと何の役にも立たないと決めていたように思う。これについて、医学の進歩また放射線の影響に対するこれからのいろいろなデータの蓄積、そういったことを踏まえて本当に何の役にも立たないということはこの議会の委員会で確認していいのかということとは疑問に思う。私も素人なので分からないが、これをみただけで本当にどうかなという気はする。ただ耳鼻咽喉頭の疾患とかその他の疾患とかいう欄があるのでそこは何なのかよく分からないが、本当にそのように決めてかかっていいのかというのがひとつと、今後の医学の進歩、放射線の影響を受けていろいろなデータが出てくるだろうというふうに思うので、デメリットがそれほど大きくないのであれば、そういうことをしておくべきではないかと考える。

○藤田委員 同感である。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第12号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって陳情第12号は、採択とすることに決定した。

【陳情第16号】

○委員長 次に、「陳情第16号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(陳情文書表7頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 陳情者については、森林管理事務所の関連の団体か。

○商工林業観光課長 森林管理事務所の住所なのでそういう形だと思う。

○守田委員 森林の問題については、森林議員連盟というのが過去にあった。矢板市も当然入っていたが、活動が不活発になっている。森林の環境に及ぼす影響は大なものがあると認識しているので、森林の見直し、森林で生計を立てる方が自伐したりしていけば、森林でも生

計を立てていけるということが、今全国的にもてはやされて、森林を大切にしようという気持ちが沸いてきているところもある。またCOP21で温暖化対策、CO2削減ということであるので、この問題については賛成をしたいと思う。

○中村久信委員 同意見である。

○佐貫委員 同意。

○藤田委員 同意。

○大貫委員 日本の場合、特に環境は今以上を維持しなければならないので、現在の中国のようにならないためにも賛成である。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第16号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって陳情第16号は、採択とすることに決定した。

【陳情第1号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 他市の状況について事務局に報告を求める。

○事務局 採択が栃木市。不採択が佐野市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市。継続審査が小山市、真岡市、下野市、高根沢町。

○藤田委員 3回目の審査なので、各委員のお考えもあると思うので関連するもの含めて願意の可否をとればよいのかなと思う。

○中里委員 矢板市につくってほしいとか、栃木県のどこどこにつくってほしいとかというよりも、国全体として学校の新設を必要とするところにつくるように国に対してお願いして意見書を出してくださいという話なので、市として考えると、ここで言われているのは質的なものを担保したいということかと思うが、栃木県内の特別支援学校に対する状況においては今十分なのかどうかだけ最後にお伺いしたい。

○教育総務課長 市には特別支援学校というものがなく、県の施設になるので、状況は把握していない。

○中里委員 ということは、市でこれを妥当とか妥当ではないとかは難しいと思うので、採択はしなくてよいと思う。

○藤田委員 同じ。

○佐貫委員 設置基準を策定することを求める意見書なので、採択。

○中村久信委員 採択。

○守田委員 不採択。

- 大貫委員 矢板市の教育情勢にするとあわない面があるので不採択。
- 副委員長 不採択。
- 委員長 暫時休憩する (14:53)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14:56)
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第1号は、採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

- 委員長 異議があるので起立により採択する。採択とすることに賛成の議員の起立を求める。

(起立少数)

- 委員長 起立少数である。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第2号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第2号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。
- 委員長 意見はないか。
- 大貫委員 他市の状況について事務局の報告を求める。
- 事務局 不採択が栃木市、佐野市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市。継続審査が小山市、下野市、高根沢町。
- 中里委員 母親の立場としては、もし制度ができるとするなら給付制奨学金はありがたいが、ただ市として提出というところはどうかというところで不採択。
- 藤田委員 採択。
- 佐貫委員 願意妥当で採択。
- 中村久信委員 同じく採択。
- 守田委員 不採択。
- 大貫委員 9月と同じく不採択。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第2号は採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

- 委員長 異議があるので起立により採決する。採択とすることに賛成の議員の起立を求める。

(起立多数)

- 委員長 起立多数である。よって、陳情第2号は、採択とすることに決定した。

【陳情第3号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。
- 委員長 意見はないか。
- 大貫委員 他市の状況について事務局の報告を求める。
- 事務局 不採択が栃木市、佐野市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市。継続審査が小山市、下野市、高根沢町。
- 中里委員 無償化だが、所得制限もかかっているので、現状のままでいいかと思うので、意見書の提出はしなくてよいかと思う。不採択。
- 藤田委員 不採択。
- 佐貫委員 不採択。
- 中村久信委員 採択。
- 守田委員 前回同様、不採択。
- 大貫委員 9月同様、不採択。
- 副委員長 不採択。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第3号は採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

- 委員長 異議があるので起立により採決する。採択とすることに賛成の議員の起立を求める。

(起立少数)

- 委員長 起立少数である。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第4号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第4号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。
- 委員長 意見はないか。
- 大貫委員 他市の状況について事務局の報告を求める。
- 事務局 採択が栃木市、小山市、大田原市、那須塩原市、下野市。不採択が佐野市、真岡市、那須烏山市。継続審査がさくら市、高根沢町。
- 中里委員 ここ数年のうちに大量の教職員の定年があるということと、そうすると若い先生たちが取り残されてしまうという心配があるということをおっしゃっている先生もいらっしやった。若い先生たちが保護者との付き合いもクラスのなかであるなかで、人数が多い少ないでメリット・デメリットがあるわけではないが、よりの確に子どもたちを把握し、保護者としっかり付き合っていくためには、先輩の先生がいなくなるなかで、若い世代の先生が残って仕事をこなしていくというのは、本来であれば100%プロフェッショナルでいてほし

が、若手の方が残って頑張っで踏ん張っでいかなければならぬ中においては、クラスの人数を減らしてより手厚く子どもたちをみていく状況をつくってあげるべきと思ひ、採択でお願いしたい。

- 藤田委員 不採択でお願いしたい。
- 佐貫委員 採択。
- 中村久信委員 採択。
- 守田委員 不採択。
- 大貫委員 9月同様、不採択。
- 副委員長 9月にも言ったが、35人の根拠が分からないので不採択。
- 委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

- 委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第4号は採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

- 委員長 異議があるので起立により採決する。採択とすることに賛成の議員の起立を求める。

(起立少数)

- 委員長 起立少数である。よって、陳情第4号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第7号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第7号 長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

- 委員長 意見はないか。

- 中里委員 前回あったが、これを造るとどのくらい値段かかかるか。

- 商工林業観光課長 前回テントを造ったときということだったが、ふるさとまつりのものは18万円くらいで造っている。

- 中村久信委員 この要望に出されているものの費用対効果の宿題があったかと思うが。

- 都市建設課長 費用対効果、特にふるさとまつり等のイベントを行っているということで、それ以外にもつつじまつり等あるが、今、都市建設課所管で公園を管理しているが、それ以外には費用対効果といっても全く今の段階はないので、先ほど赤羽課長から18万円といったのはふるさとまつり。そこの話をしたと思う。費用対効果といっても対照する部分がなかった。

- 中村久信委員 先ほど話があったのはイベントのときの仮テントの話。これは常設なのでそれなりのものを造らなければいけないと思う。そのような話が前回も出ていたのではないかと思うが、そういうことに対する費用対効果がよくわからないという内容ではなかったか。

先ほど数字的に出たのは常設ではないテント。ここに見取り図まで出ている。このような屋外ステージを造るとなった場合どれくらいかかるか。

- 都市建設課長 野外ステージの見取り図があるが、固定したステージということで、今、長

峰にあるスペースに収納すると、ものによって違うのでいくらというのは確定はできないが、概略だがおおむね1,000万円近くになると思う。先ほどは都市建設課としてのイベント、比較するものがなかったのもので、所管である商工林業観光課から話があったようにふるさとまつり等をやっているのもので、イベントごとに一度使うのには18万円である。

○副委員長 私どもの商店街で30年ほどまえに直径約30メートルのテントを2日間リースした。それが約270万円であった。当時は振興策ということでオーストラリア大使館のほうから輸入肉を輸入してそこで販売した。

○藤田委員 1万人集会のときに造った高さ90センチのやぐらは35万円だった。

○守田委員 日比谷音楽堂のように、たいへん夢と希望をもたせるような野外ステージの案だが、長峰公園の本来の利用目的というのは市民が憩いをもってツツジまたは桜の観賞時期に鑑賞するのが一番の目的であって、これができたことによって、私は頭の中にイメージがつかないが、景観がどのようなものなのかと思う。陳情者が言われていることはわかるが、今言ったように、ちょっとしたステージであれば1回18万円ということでお聞きした。1,000万円以上かかるのであれば、18万円で割って何回使えるかという問題も出てくるのではないかと思う。そのほか大きなイベントについては、市のほうでテントを張ってやっているということであるから、このステージの考え方、市民力の考え方を別なところにパワーアップをかけてやっていければ一番いいことではないかと思う。ただこの考え方自体はたいへん矢板市の発展のためにはよいことかと思うが、長峰公園自体が、これを造ったことによって公園自体が喜ぶことになるかという決してそうではないのではないかと考え、賛成はしかねる。

○藤田委員 私は文化協会の加入団体に加入している。民謡をやっている。どのような経緯でこの陳情が出たのか伺ったところ、文化協会の舞踊部のみなさんがそのように言っていたということであった。ただ、あの方々が野外ステージで踊るのかなという気がする。守田委員の意見に今は同感。

○中里委員 造ってしまうとこのサイズより大きいものをしようというときには、例えば足場を組んで舞台を広げたりとかで別の料金がかかったりする。容れ物を造ってしまうとそのサイズにあわせたものを考えがちになってしまうと思うが、テントを借りてきたり、やぐらをその場で組むことで、どんな規模にも対応できるような、その都度かかる経費だけに抑えられるというのは大きな意味があると思う。守田委員もおっしゃったように、野外ステージの考え方は非常によいと思う。それがあって、そこで皆がなにかをしようという意識や意欲が沸いてくる、花見の時期などは非常にいいと思うので、そのようなイベントにも繋がっていく可能性は秘めていると思う。女性がテントを建てるのは大変なので。それは十分わかるが、ただ長峰公園の中で行われているイベントというのは、イベントごとで規模とかが全く違うので、それに合わせたテントとかステージが必要になってくると思うので、現段階では不採択を考えている。

○藤田委員 守田委員が日比谷の野外音楽堂とおっしゃったが、反対運動のときに使用したことがあるが、2時間使用、音響つきで9万円であった。

○佐貫委員 盛り上げようというのは同意だが、ハコを造るというところだけは反対。願意はわかるが、ハコは古びれるし、そもそも造ってランニングのほうがお金かかる。今の矢板としてそこにお金をかけるべきかと考えるとちょっと。

○中村久信委員 さきほど守田委員が言ったように、いろいろな面で考えるところはあるが、ステージを造るということに対しては不採択。

○大貫委員 9月同様、採択。

○副委員長 常設を考えていると思うが、その場合、建設費がどれくらいかかるのか。1,000万円かかるのかもわからないが、そこで使用料とれるのか、無理かと思う。無料で貸してくれということかもわからないし、造ろうとするコンセプトはわかるがそれだけの投資効果があるのか、またこれを造ったことによる安全性。これが常設されることによってたまり場になってしまうのではないかということも考えられるので、不採択。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第7号は採択とすることに異議ないか。

(異議あり)

○委員長 異議があるので起立により採決する。採択とすることに賛成の議員の起立を求める。

(起立少数)

○委員長 起立少数である。よって、陳情第7号は、不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で、経済建設文教常任委員会を閉会する。

(15:25)